

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担うこととなるため、仕事と子育ての両立の難しさ、非正規雇用の増加、男女の賃金格差など我が国の社会が抱える課題の影響を顕著に受ける状況に置かれており、その精神的・経済的な負担は大きなものとなっています。

平成25年国民生活基礎調査によると、こどもがいる現役世帯の相対的貧困率は15.1%であり、そのうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率が54.6%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。ひとり親家庭等、大人1人でこどもを養育している家庭において、特に、経済的に困窮しています。

平成22年国勢調査によると、本市におけるひとり親家庭の世帯数は、平成17年調査と比較して減少傾向にあるものの、他の都市と比較すると東京都区部に次いで、全国で2番目に多い状況です。

また、本市の離婚率は減少傾向にあるものの、全国や大阪府と比較しても高い割合で推移しており、平成25年の離婚率は、他の政令市と比較するともっとも高くなっています。児童扶養手当の受給者数においても政令市のなかで最多であり、平成25年度末時点では31,980人となっています。

国においては、ひとり親家庭等を取り巻く厳しい状況に対応するため、平成14年に母子及び寡婦福祉法などの関係法律を改正し、母子家庭等に対する生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策の4本柱で総合的な母子家庭の自立支援策を推進してきました。本市においても、国の基本方針に基づき、平成17年3月に「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定、平成22年には計画の見直しを行い新たな計画を策定し、ひとり親家庭等に対する自立促進を支援するための施策を推進してきました。

平成26年10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が改正施行されましたが、改正趣旨は、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「こどもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化するというものです。

先の計画の期間の最終年度を迎えるにあたり、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の改正趣旨に則り、改めてひとり親家庭等を取り巻くさまざまな状況を踏まえながら、本市におけるひとり親家庭等の自立促進を支援するための施策のあり方について、今後の方向性を示す必要があります。また、きめ細かな就業支援サービスと子育て・生活支援サービスを中心とした総合的・計画的なひとり親家庭等自立支援施策を切れ目なく推進するため、前の計画を見直し、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成27年度～平成31年度）」を策定するものです。

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担うこととなるため、仕事と子育ての両立の難しさ、非正規雇用の増加、男女の賃金格差など我が国の社会が抱える課題の影響を顕著に受ける状況に置かれており、その精神的・経済的な負担は大きなものとなっています。

ひとり親家庭等を取り巻く厳しい状況に対応するため、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」等関連法律が改正され、従来の経済的支援を中心とした母子寡婦福祉施策が抜本的に見直され、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼をおき、母子家庭等に対する子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的に展開することとされました。また、平成15年3月には、都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき事項を定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が定められました。

本市では、この国の基本方針に基づき、平成17年3月に「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「計画」という。）を策定し、平成22年、27年に計画の見直しを行いながら、ひとり親家庭等に対する自立促進を支援するための施策を推進してきました。

今年度が、「（第3期）大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成27年度～平成31年度）」の最終年度であり、改めてひとり親家庭等を取り巻くさまざまな状況を踏まえながら、本市におけるひとり親家庭等の自立促進を支援するための施策のあり方について、今後の方向性を示す必要があります。

きめ細かな就業支援サービスと子育て・生活支援サービスを中心とした総合的・計画的なひとり親家庭等自立支援施策を切れ目なく推進するため、第3期計画を見直し、「（第4期）大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に規定する「自立促進計画」として、第 11 条に基づき国が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即して策定するものです。計画推進にあたっては「大阪市こども・子育て支援計画」、「大阪市男女共同参画基本計画」、「大阪市地域福祉推進指針」など、大阪市の各種計画・指針と連携を図ってまいります。

## 3 計画の期間

この計画の期間については、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。  
 なお、ひとり親家庭等に関する法改正や社会状況の変動などにより、必要に応じて見直しを行います。

### 【用語の説明】

母子家庭…離婚・死別等により配偶者のない女子が、20 歳未満の児童を扶養している家庭  
 父子家庭…離婚・死別等により配偶者のない男子が、20 歳未満の児童を扶養している家庭  
 寡婦…配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として 20 歳未満の児童を扶養していたことのあるもの  
 ひとり親家庭…母子家庭及び父子家庭  
 ひとり親家庭等…母子家庭、父子家庭及び寡婦

前回調査…平成 20 年度大阪市ひとり親家庭等実態調査

平成 25 年調査…平成 25 年に実施したひとり親家庭等を対象としたアンケート調査

平成 26 年調査…平成 26 年に実施したひとり親家庭等を対象としたアンケート調査

## 2 計画の位置付け

「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に規定する「自立促進計画」として、第 11 条に基づき国が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即して策定するものです。

計画推進にあたっては「大阪市こども・子育て支援計画」、「大阪市男女共同参画基本計画」、「大阪市こどもの貧困対策推進計画」、「大阪市地域福祉基本計画」、「大阪市社会的養育推進計画」等、大阪市の各種計画・指針と連携を図ってまいります。

## 3 計画の期間

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。  
 なお、ひとり親家庭等に関する法改正や社会状況の変動などにより、必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画の指標・目標の設定

大阪市におけるひとり親家庭等の現状や施策の効果を検証し、必要に応じて見直しや改善を図るため、3つの「指標」を設定し、指標の数値の変化を確認していきます。

また、「大阪市こども・子育て支援計画」のひとり親家庭等自立支援施策の項目と整合性を図った「目標」を設定し、計画最終年度（令和 6 年度）の目標の達成に向けて、施策を推進していきます。

### 【用語の説明】

母子家庭…離婚・死別等により配偶者のない女子が、20 歳未満の児童を扶養している家庭  
 父子家庭…離婚・死別等により配偶者のない男子が、20 歳未満の児童を扶養している家庭  
 寡婦…配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として 20 歳未満の児童を扶養していたことのあるもの  
 ひとり親家庭…母子家庭及び父子家庭  
 ひとり親家庭等…母子家庭、父子家庭及び寡婦  
 平成 20、26、30 年度調査…各年度の大阪市ひとり親家庭等実態調査またはアンケート調査

【国の動向】

- 国においては、平成 14 年 3 月に「母子家庭等自立支援対策大綱」を策定するとともに、平成 14 年 11 月に母子寡婦福祉関連法を改正し、従来の経済的支援を中心とした母子寡婦福祉施策を抜本的に見直し、子育て・生活支援と就業支援を中心とした総合的な自立支援策へと大きく転換を図りました。
- また、母子及び寡婦福祉法第 11 条において、国が「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を策定することが規定され、第 12 条では、都道府県等は、この基本方針に即して「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を策定することが規定されました。
- 平成 20 年 4 月 1 日には、「母子家庭及び寡婦自立促進計画」の指針となるべき基本的な事項等を示す「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(厚生労働省告示第 248 号)が新たに策定されました。
- 平成 22 年には児童扶養手当法が改正され、児童扶養手当の受給資格対象者が父子家庭にも拡大されました。それ以降も運用改善や予算措置などにより、ひとり親家庭への支援施策については拡充が図られてきました。
- 平成 25 年 3 月 1 日には、ひとり親家庭では就業と子育ての両立の困難さに加え、就業に必要な知識や技能を習得する機会を必ずしも十分に有していなかったなどの特別な事情から、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、父子家庭の父も就業支援の対象とすることが明記されました。
- 平成 25 年 8 月に行われた、ひとり親家庭への支援施策の在り方についての中間まとめにおいては、ひとり親家庭への支援施策についての課題と方向性が示され、「次世代育成支援対策推進法」の一部改正がおこなわれることとなりました。これにより、平成 26 年 10 月から、母子及び寡婦福祉法が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められ、母子寡婦福祉資金貸付金の対象が父子家庭にも拡充されることとなったほか、ひとり親の雇用の安定及び就職の促進を図るための給付金である高等職業訓練促進給付金等の非課税化などの措置が講じられました。また、児童扶養手当法も一部改正され、平成 26 年 12 月からは公的年金給付等との併給制限が見直されることとなりました。
- わが国におけるこどもの貧困率は OECD 諸国の中でも高い水準であり、こうした状況に対応するため、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、平成 26 年 8 月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、ひとり親家庭の親やこどもへの就業支援、生活困窮世帯等への学習支援などが重点施策として盛り込まれました。
- さらに、生活困窮者に関しては、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うことを目的として「生活困窮者自立支援法」が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

【国等の動向】

平成 14 年 3 月	母子家庭等自立支援対策大綱
平成 14 年 11 月	母子寡婦福祉関連法の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 経済的支援を中心とした母子寡婦福祉施策を抜本的に見直し、子育て・生活支援と就業支援を中心とした総合的な自立支援策へと転換</li> <li>▶ 都道府県等の自立促進計画策定について規定が設けられる</li> </ul>
平成 15 年 3 月	国の基本方針※ (対象期間平成 15 年度～平成 19 年度)
▶ 平成 17 年 3 月	<b>(第 1 期)</b> <b>大阪市ひとり親家庭等自立促進計画 (平成 17 年度～平成 21 年度)</b>
平成 20 年 4 月	国の基本方針※ (対象期間平成 20 年度～平成 24 年度) → 26 年度まで延長
▶ 平成 22 年 3 月	<b>(第 2 期)</b> <b>大阪市ひとり親家庭等自立促進計画 (平成 22 年度～平成 26 年度)</b>
平成 24 年 4 月	民法等の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化</li> </ul>
平成 25 年 3 月	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 雇用機会の拡大、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大等</li> </ul>
平成 26 年 1 月	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行
平成 26 年 4 月	次世代育成支援対策推進法の改正
平成 26 年 8 月	子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
平成 26 年 10 月	母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 父子家庭への支援の拡大</li> </ul>
平成 27 年 4 月	生活困窮者自立支援法施行
▶ 平成 27 年 4 月	<b>(第 3 期)</b> <b>大阪市ひとり親家庭等自立促進計画 (平成 27 年度～平成 31 年度)</b>
平成 27 年 10 月	国の基本方針※ (対象期間平成 27 年度～平成 31 年度)
令和元年 5 月	民事執行法の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 財産等の開示制度の実効性の向上</li> </ul>
令和元年 11 月	子供の貧困対策に関する大綱閣議決定

※ 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

大阪市では、ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態のひとつであるという考え方を基本に、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、いきいきと豊かな自立生活を営むことができるとともに、子どもたちがすくすくと健やかに育つことができるようなまちづくりをめざします。

### 2 基本的な視点

#### 自立を支援する視点

ひとり親家庭の親と子が、地域のさまざまな社会資源を活用しながら、自らの意思に基づいてそのライフスタイルや目標を選択し、自己決定できるような「自立生活」を営むためには、安心して子育てできる環境と経済的な安定が必要であり、とりわけ、安定した生活を営むための就業の確保が不可欠な要素です。このため、就業支援サービスと、その前提となる子育て・生活支援サービスを軸とした施策の推進を図るとともに、親自らがその能力を發揮して生活できるよう、社会全体で支援するような仕組みづくりをめざします。

#### こどもの視点

ひとり親家庭の子どもたちの幸せを第一に考える視点に立って、子どもにとって最善の利益が尊重されるよう施策を推進します。また、子ども一人ひとりの個性を大切にし、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

#### 人権尊重の視点

~~ひとり親家庭等に関わる課題には、古い日本的な慣習に起因する世間体や家意識に基づく偏見や、社会の理解不足によるものがあります。~~誤った認識によって、差別を受けたり、またその結果不利益を被ったりすることがないよう、地域の中でひとり親家庭等が尊重され、生きがいのある人生を創造できる社会の実現をめざし、施策の推進を図ります。

#### 総合性の視点

ひとり親家庭等の自立した生活を支援するためには、それぞれの家庭が持つ複合的なニーズに対応できるよう、経済的給付や福祉的な面だけでなく、教育、労働、住宅、生活環境といった幅広い視点から、その方策を検討し推進する必要があります。このため、総合的な視点に立った施策の構築・展開を図り、関係行政機関、民間企業、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体等さまざまな機関・団体と連携して、総合的なひとり親家庭等への支援体制づくりをめざします。

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

大阪市では、ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態のひとつであるという考え方を基本に、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、いきいきと豊かな自立生活を営むことができるとともに、子どもたちがすくすくと健やかに育つことができるようなまちづくりをめざします。

### 2 基本的な視点

#### 自立を支援する視点

ひとり親家庭の親と子が、地域のさまざまな社会資源を活用しながら、自らの意思に基づいてそのライフスタイルや目標を選択し、自己決定できるような「自立生活」を営むためには、安心して子育てできる環境と経済的な安定が必要であり、とりわけ、安定した生活を営むための就業の確保が不可欠な要素です。このため、就業支援サービスと、その前提となる子育て・生活支援サービスを軸とした施策の推進を図るとともに、親自らがその能力を發揮して生活できるよう、社会全体で支援するような仕組みづくりをめざします。

#### こどもの視点

ひとり親家庭の子どもたちの幸せを第一に考える視点に立って、**こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、**子どもにとって最善の利益が尊重されるよう施策を推進します。また、子ども一人ひとりの個性を大切にし、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

#### 人権尊重の視点

**家族形態が多様化するなか、社会全体がひとり親家庭についても家族形態の一類型としてとらえ、理解を深めていく必要があります。**先入観や誤った認識によって、差別を受けたり、またその結果不利益を被ったりすることがないよう、地域の中でひとり親家庭等が尊重され、生きがいのある人生を創造できる社会の実現をめざし、施策の推進を図ります。

#### 総合性の視点

ひとり親家庭等の自立した生活を支援するためには、それぞれの家庭が持つ複合的なニーズに対応できるよう、経済的給付や福祉的な面だけでなく、教育、労働、住宅、生活環境といった幅広い視点から、その方策を検討し推進する必要があります。このため、総合的な視点に立った施策の構築・展開を図り、関係行政機関、民間企業、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体等さまざまな機関・団体と連携して、総合的なひとり親家庭等への支援体制づくりをめざします。

### 3 施策目標

#### 就業支援

ひとり親家庭等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関と連携しながら、職業能力開発のための訓練、効果的な職業紹介、就業機会の創出など就業面での支援体制の整備を進めます。また、仕事と子育ての両立やひとり親家庭等に対する理解を深め、働きやすい社会環境を創出するため、行政内部や企業、団体等に対する啓発活動・情報提供を推進します。

#### 子育て・生活支援

ひとり親家庭が、子育てと就業を両立できるよう、**保育所への優先入所**、放課後児童施策の推進、多様な保育サービスの提供やひとり親家庭等日常生活支援事業の推進などにより、子育てや生活面での支援を進めます。また、市営住宅の優先入居や母子生活支援施設における支援の充実などにより生活の場の安定を図ります。

また、こどもの抱えるさまざまな悩みを受けとめる相談機能の充実や、こどもに対する重大な人権侵害である児童虐待防止への取組を強化するとともに、こどもにさまざまな体験活動等の機会を提供するなど、こどもへのサポートを推進します。

#### 養育費確保に向けての支援

相談体制の充実などによりひとり親家庭のこどもの養育費の確保に向けての支援を図るとともに、養育費の取り決めや支払いについて社会的な認識が深まるよう、広報・啓発活動を推進します。

#### 経済的支援

児童扶養手当制度や母子父子寡婦福祉資金貸付金制度がひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に有効につながるよう、制度について積極的な情報提供や、関係職員に対する研修の充実などに努め、経済面での支援体制を整えます。

また、医療費助成事業などの実施により経済的負担の軽減を図ります。

#### サポート体制の充実

**ひとり親家庭等がその家族形態によって差別や偏見を受けないよう、人権尊重の社会づくりに向けて、教育・啓発活動などの取組を強めます。**

また、ひとり親家庭等の抱えるさまざまな悩みや課題に対して、きめ細やかな対応ができるよう、相談窓口・情報提供体制を拡充するとともに適切な支援が可能となるよう連携体制を強めます。また、身近な地域社会においてひとり親家庭の親と子の生活を見守り、自立を支援できるよう、行政と地域住民の協働によるサポート体制の充実を図ります。

### 3 基本施策の体系

#### 就業支援

ひとり親家庭等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関と連携しながら、職業能力開発のための訓練、効果的な職業紹介、就業機会の創出など就業面での支援体制の整備を進めます。**特に専門技術や資格取得は安定的な就業に結びつきやすいことから、資格取得支援等を重点的に取り組んでいきます。**

また、仕事と子育ての両立やひとり親家庭等に対する理解を深め、働きやすい社会環境を創出するため、行政内部や企業、団体等に対する啓発活動・情報提供を推進します。

#### 子育て・生活支援

ひとり親家庭が、子育てと就業を両立できるよう、保育所等の入所時における利用調整基準への配慮、放課後児童施策の推進、ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進などにより、子育てや生活面での支援を進めます。また、市営住宅の優先入居や母子生活支援施設における支援の充実などにより生活の場の安定を図ります。

また、こどもの抱えるさまざまな悩みを受けとめる相談機能の充実や、こどもに対する重大な人権侵害である児童虐待防止への取組を強化するとともに、こどもにさまざまな体験活動等の機会を提供するなど、こどもへのサポートを推進します。

#### 養育費確保に向けての支援

養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機となるよう、広報・啓発活動を推進します。また、**養育費の取り決め内容の債務名義化の促進を重点的に取り組み、相談体制の充実を図るとともに、取り決めから保証、履行確保までの総合的な支援を実施します。**

#### 経済的支援

児童扶養手当制度や母子父子寡婦福祉資金貸付金制度などがひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に有効につながるよう、制度について積極的な情報提供や、関係職員に対する研修の充実などに努め、経済面での支援体制を整えます。

また、医療費助成事業などの実施により経済的負担の軽減を図ります。

#### サポート体制の充実

ひとり親家庭等や離婚を考慮しておられる方の抱えるさまざまな悩みや課題に対して、きめ細やかな対応ができるよう、また、速やかに情報や支援制度が届くよう、相談窓口・情報提供体制を充実します。

**また、多様化している各家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用し、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進し、また、社会全体でひとり親を支えていく機運が高まるよう、地域団体や企業、NPO法人など民間団体等と連携する取組を推進するとともに、身近な地域社会において、ひとり親家庭の親と子の生活を見守り、自立を支援できるよう、行政と地域住民の協働によるサポート体制の充実を図ります。**

**そして、ひとり親家庭等が、自己実現を図ることができる社会、人権が尊重される社会の実現のため、総合的な施策推進と人権啓発の取組を推進します。**